○地方行政委員会

内閣提出法律案(二件)

5	番号	
地方税法の一部を対	件	
を改正する法律案	名	
地方行政委員長	月	提出
三二四)	日	者
	付	予
、三二四	月	備
	日山	送
<u> </u>	出月	本院
三宝	日	へ提
辛	付委	参
(予) 可空	託会	"
· 二 三 決 決	員 決会	議
可完長	議本会議	院
	付委 員 託会	衆
	議委 員 決会	議
可奈、芸宝	議本 会 決議	院
V	備	
	考	

衆議院議員提出法律案(一件)

		+	
番 号		69	76
件		般職の地方公務員の処遇等に関する法律案外国の地方公共団体の機関等に派遣される一	合法の年金の額の改定の特例に関する法律案昭和六十二年度における地方公務員等共済組
院議先		参	衆
提	月	辛	
出	日	公 、	
参	付委 員 託会	六二、三、 <u>1</u> 九	(予)
	議委	可즉	п
議	負 決会	· 英三	夫 決宝
(Pring	議本	可至	可
院	会 決議	、 <u>英</u> <u>決三</u>	- 英 - 決宅
衆	付委 員 託会	二、三、三、元 ○子)	
	議委	可宾	修
議	員 決会	英 決	正三
院	議本	可真	修
	会 決議	、 <u> </u>	正三
備			
;	考		

員の処遇等に関する法律案(閣法第六九号)外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務

要旨

である。

である。

本法律案は、国際協力等の目的で、外国の地方公共団体である。

一、一般職の地方公務員の派遣

することができる。
年させるため、条例で定めるところにより、職員を派遣府の機関等からの要請に応じ、これらの機関の業務に従府の機関等からの要請に応じ、これらの機関、外国政任命権者は、地方公共団体と外国の地方公共団体との

二、派遣職員の職等

遺が終了したときは、職務に復帰するものとする。の職を保有するが、その職務に従事しないものとし、派派遣職員は、派遣期間中、地方公共団体の職員として

三、派遣職員の業務上の災害に対する補償等

の算定の基礎となる給料について特例を設ける。地方公務員等共済組合法による給付については、給付額及び地方公務員等共済組合法による給付を行う。また、業務を公務とみなして地方公務員災害補償法による補償業の遺職員の業務上の災害については、派遣先の機関の派遣職員の業務上の災害については、派遣先の機関の

四、派遣職員の給与等

等に派遣される国家公務員の給与及び旅費の支給に関す派遣職員の給与及び旅費の支給に関す

五、派遣職員の復帰時における処遇

ないよう適切な配慮が加えられなければならない。る処遇については、部内の職員との均衡を失することの派遣職員が職務に復帰したときの任用、給与等に関す

六、施行期日等

従事している職員について必要な経過措置を講ずる。除する措置により外国の地方公共団体の機関等の業務になお、条例施行の際、現に休職または職務専念義務を免この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

委員長報告

ける審査の経過及び結果を御報告いたします。ただいま議題となりました法律案について、委員会にお

本法律案は、国際協力等の目的で外国の地方公共団体の 本法律案は、国際協力等の目的で外国の地方公共団体の 業務に専念できるよう、その身分取り扱いについて国家 公務員の場合と同様の制度を設けようとするものでありま して、派遣職員は、派遣期間中、職員としての職を保有す ること、派遣職員の復帰時における処遇等につき所要の規 後関等に派遣される一般職の地方公務員が安んじて派遣先 機関等に派遣される一般職の地方公務員が安んじて派遣先 機関等に派遣される一般職の地方公務員が安んじて派遣先 機関等に派遣を適用すること、派遣職員の給与等の が害補償法等の規定を適用すること、派遣職員の給与等の が害補償法等の規定を適用すること、派遣職員の給与等の が害補償法等の規定を適用すること、派遣職員の給与等の が害補償法等の規定を適用すること、派遣職員の給与等の が害補償法等の規定を適用すること、派遣職員の給与等の が書補償法等の規定を適用すること、派遣職員の給与等の が書補償法等の規定を適用すること、派遣職員の給与等の が書補償法等の規定を適用すること、派遣職員の給与等の が書が、施行期日を昭和六十三年四月一日か での整備を行うほか、施行期日を昭和六十三年四月一日か はおいる。

等の問題について熱心な質疑を行いました。派遣職員の処遇、地方公共団体における国際交流のあり方委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、

会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしま質疑を終局し、採決を行いましたところ、本法律案は全

以上、御報告申し上げます。

の改定の特例に関する法律案(閣法第七六号)

昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の

額

要旨

定(○・六の)すること。 本案は、地方公務員等共済組合法の年金の額について、 本案は、地方公務員等共済組合法の年金について、昭和六十年 の消費者物価指数に対する昭和六十一年の消費者物価指 を あの比率を基準として、昭和六十二年四月分から増額改 を でしょうとするものである。その内容は次のとおりである。 の消費者物価指数に対する昭和六十一年の消費者物価指 を でしょうとするものである。その内容は次のとおりである。 を の消費者物価指数に対する昭和六十二年四月分から増額改 を である。

措置が講じられたものとみなすこと。れたときは、地方公務員等共済組合法に定める自動改定二、本法律により年金である給付の額の改定措置が講じら

正が行われている。

なお、衆議院において施行期日を「公布の日」とする修

委員長報告

ただいま議題となりました法律案について、委員会にお

ける審査の経過及び結果を御報告いたします。

あります。
本法律案は、厚生年金及び国民年金の改定措置にならい、本法律案は、厚生年金及び国民年金の改定措置にならい、本法律案は、厚生年金及び国民年金の改定措置にならい、

いて熱心な質疑を行いました。地方公務員共済年金の額の改定方式のあり方等の問題につ歩員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、

会一致をもつて、原案どおり可決すべきものと決定いたし質疑を終局し、採決を行いましたところ、本法律案は全

ました。

以上、御報告申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律案(衆第五号)

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

、道府県及び市町村たばこ消費税について、昭和六十一

年度において講じられた税率等の特例措置を昭和六十二

年十二月二十一日まで延長する。

適用期限の延長等を行う。自動車取得税及び事業所税において税額の減額措置等の税、固定資産税、都市計画税、電気税、特別土地保有税、二、住民税、事業税、不動産取得税、自動車税、軽自動車

額の引き上げ及び减額基準の引き上げを行う。税措置等を講ずるほか国民健康保険税において課税限度別土地保有税、自動車取得税及び事業所税において非課三、事業税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税、特

委員長報告

ける審査の経過及び結果を御報告いたします。地方税法の一部を改正する法律案について、委員会にお

適用期限を延長すること、不動産取得税等において非課税一日まで延長すること、固定資産税等の税額の減額措置のはこ消費税の税率等の特例措置を昭和六十二年十二月三十ばこ消費税の税率等の特例措置を昭和六十二年十二月三十 本法律案は、昭和六十二年度を目前にして特に緊急に対

以上、御報告申し上げます。数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。討論を終わり、採決を行いましたところ、本法律案は多